

岐阜市立女子短期大学学科会議規程

(制定 令和 7 年 2 月 26 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学処務規程第 4 条第 1 項に規定する学科会議（以下、「学科会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 学科会議は、当該学科に所属する専任教員、助手及び配属する職員（以下「構成員」という。）で組織する。

(審議及び処理事項)

第 3 条 学科会議は、当該学科における次の各号に掲げる事項を審議し、処理する。

- (1) 授業の実施、卒論指導、成績評価、シラバスの点検その他カリキュラムの運用及び実施に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) ガイダンス、オープンキャンパスの実施に関すること。
- (4) 学生の履修及び生活指導に関すること。
- (5) 学生の進路及び就職指導に関すること。
- (6) 学科業務の自己点検に関すること。
- (7) 学科関係者の健康管理及び安全管理に関すること。
- (8) 教育課程の編成に関する人事計画案に関すること。
- (9) 学科長候補者の選出に関すること。
- (10) 各種委員会の学科選出委員の選出に関すること。
- (11) 学長からの指示及び各種委員会からの要請等に関すること。
- (12) その他当該学科の教育、研究及び運営に関すること。

(招集)

第 4 条 学科会議は学科長が招集し、その議長となる。

2 議長は、学科会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ学科長が指名した当該学科の教授がその職務を代理する。

4 学科会議は、学科長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の者から請求があったときに招集する。

(会議の成立)

第 5 条 学科会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 前項の定足数の算出にあたり、次の各号の一に該当する者は、構成員の数に算入しない。

- (1) 出張者及び研修者
- (2) 病休者
- (3) 休職者

(会議の議決)

第 6 条 学科会議は、審議事項について採決を必要とするときは、出席者の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(議事要旨)

第8条 学科会議は、議事要旨を作成し、保存するものとする。

(庶務)

第9条 学科会議の庶務は、当該学科において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、学科会議の運営に関し必要な事項は、当該学科会議において定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。